

福島県学校保健会郡山支部補助金交付要綱

平成 12 年 6 月 26 日制定
平成 15 年 8 月 1 日一部改正
平成 22 年 7 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正
[学校教育部学校管理課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校保健の向上を図るため、福島県学校保健会郡山支部（以下「保健会」という。）に対し、補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付の対象経費等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第 4 条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第 3 号に規定する
その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、会則又はこれに類するもの
- (2) 会員名簿
- (3) 通帳の写しその他振込先の口座を確認できる書類

(軽微な変更の範囲)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 保健会は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は事業報告書とする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により保健会に通知するものとする。ただし、確定額が交付した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月26日から施行し、平成12年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成15年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象経費の内容	補助金の額
保健会の運営に要する経費	<ol style="list-style-type: none">1 報償費（講演会の講師等に対する謝礼金に限る。）2 旅費（視察研修旅費は除く。）3 需用費（食糧費を除く。）4 役務費（通信運搬費、手数料、火災等保険料に限る。）5 使用料及び賃借料	補助対象経費の10分の10以内で 予算の範囲内で定める額